

1 分権型社会の実現

地方分権に資する地方税財政制度の抜本的改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

- (1) 地方税財政制度の抜本的改革を、地方分権に資するよう、早急に実現すること。
- (2) 地方消費税の充実を含めた地方税源の拡充を図るとともに、地方の自立につながる、安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 地方の実態を踏まえ、必要な地方交付税総額を確保すること。

<現状・課題>

真の地方自治は、地方自治体が自らの権限と財源に基づき、主体的に行財政運営を行うことで初めて実現できるものである。

そのためには、国から地方への権限移譲、国の手続的関与の廃止・縮小等と併せて、国と地方の税財政制度を抜本的に見直し、一層の地方分権を進める必要がある。

地方分権改革を進めることに伴い、地方が果たすべき役割が更に高まることは明らかであり、自立した地方が地域の課題に自主的に取り組めるよう、地方自治体の課税権や受益と負担の関係などを踏まえた上で、役割と権限に見合った財源を確保していく必要がある。

しかし、歳出の比率が国4：地方6である一方、国民が負担する租税収入の比率は国6：地方4と逆転した状況となっている。

本来目指すべき方向は、地方分権の確立に向けた国と地方の役割分担の見直しと併せ、国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとしていくことであり、そのためには、地方消費税の拡充をはじめとする地方税の充実強化を図るべきである。

また、地方交付税の持つ財源保障機能や財源調整機能をより適切に発揮させていくことも重要であり、地方交付税の法定率を引き上げるとともに、地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 地方の真の自立を確立するため、地方が担う事務と責任に見合うよう、国から地方への税源移譲を推進し、地方税源の拡充を図ること。また、安定的な財源である地方消費税について、税率を引き上げること。
- (2) 税制の見直しに際しては、地方税の応益原則や地方法人課税の税源涵養インセンティブを最大限尊重するとともに、地方分権に資する地方税体系を構築すること。受益と負担という地方税の原則を無視した地方間の水平的財政

調整については、行わないこと。

- (3) 地方の実態を踏まえた適正な財政需要に基づき、必要な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

2 地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築 に向けた改革の推進

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。

<現状・課題>

消費税を含む税体系の抜本的改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、平成28年度税制改正において、消費税率10%段階で廃止され、法人事業税へと復元されることとなった。

一方、地方法人税は、法人住民税の国税化という地方分権の観点からは容認することができない制度であるにもかかわらず、その規模が拡大されることとなり、あわせて、都道府県税である法人事業税の一部を区市町村へ交付する法人事業税交付金も創設されることとなった。

真の地方自治とは、地方自治体が自らの権限と財源によってその役割を果たすことで初めて実現するものである。今、地方財政に必要なことは、限られた財源の奪い合いではなく、真の地方自治の実現に向けた地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築であり、その実現に向けた改革を進めていくべきである。

<具体的要求内容>

地方税財源の拡充と安定的な地方税体系の構築に向けた改革を推進すること。